



4川人委調第661号

令和4年11月24日

川崎市議会

議長 橋本 勝 様

川崎市人事委員会

委員長 魚津 利 興



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和4年11月21日付け4川議議第698号により依頼のありましたこと  
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第169号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条  
例の制定について

この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員  
の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の給料月額及び期末手当又  
は勤勉手当の額を改定する所要の改正を行おうとするものであり、異議はあり  
ません。